

第171回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 児童生徒記録管理システムの構築及び運用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 西区における災害時要援護者リストへの介護保険サービス利用者情報等の追加とアンケート調査の実施について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 水道料金及び下水道使用料の電子決済事務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(4) 電子入札システムの改修等について</p> <p>(5) 東京 2020 オリンピックにおける横浜市・都市ボランティアのオリエンテーション運營業務について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 特定医療費(指定難病)受給者証及び指定医の更新に係る業務委託等について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。)</p> <p>(7) 市立学校における「学校と家庭をつなぐ情報共有システム」の試行について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(8) よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について【継続審議】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 ア 笹下南保育園防犯カメラ運用事務 イ 横浜市立大学監視カメラ設置及び運用事務</p> <p>(2) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告 平成30年度「第7回アフリカ開発会議横浜開催推進事業」(区局実施事業)支援業務委託</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 横浜市共創推進団体登録事務(通称:共創フレンズ)</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(34件)</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿兼届出書(3件)</p>
-----	--

	<p>(7) 個人情報ファイル簿廃止届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成31年1月26日～平成31年2月22日）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	平成31年2月27日（水）午後2時～午後6時
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(8)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第171回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、9名全員の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第170回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、加島委員から御指摘がありました。16ページの19行目の「1月3日の読売新聞」を「1月の読売新聞」に、17ページの下から9行目の「保険事業」を「保健事業」に、19ページの下から4行目の「特定健診の健診率」を「特定健診の受診率」に、それぞれ修正をお願いします。このほかに、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】 児童生徒記録管理システムの構築及び運用について （個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>（花村会長） それでは審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に、案件1「児童生徒記録管理システムの構築及び運用について」の御説明をお願いします。</p> <p>（事務局） <所管課及び審議の視点について説明></p> <p>（所管課） <資料に基づき説明></p>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) たくさんの部署等と情報を共有しますが、閲覧を「可能とする」「終了する」といった最終判断はどこで部署で行うのですか。

(所管課) 情報を持っている部署です。例えば、人権教育・児童生徒課の中で、持っている情報を他の部署と共有するか、組織的に判断します。

(加島委員) 他の部署と共有するかしないかの判断は相談を受けた主管課が行うのですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 最終的な「閲覧終了」はどこが判断しますか。

(所管課) 同様に、相談を受けた部署が判断します。先ほどの例であれば、人権教育・児童生徒課の課長が最終判断します。四つある方面別事務所では最終的には指導主事室長が判断します。

(加島委員) 共有先としてはまだ閲覧する必要があるのに、情報保有課の判断で「閲覧終了」としてしまふことはないのでしょうか。

(所管課) 例えば、人権教育・児童生徒課に相談の電話が入ってきます。実際に対応するのは四つの方面別事務所なので、そこで共有します。人権教育・児童生徒課が持っている情報なので、共有するかどうかの判断は人権教育・児童生徒課が行い、対応が終了すれば、人権教育・児童生徒課が主体的に判断して終了します。方面別事務所が「まだこの情報は共有しておきたい」というときは、情報共有が必要なものを途中で切ることはないと思います。

(加島委員) たくさんの部署で共有するので、情報主管課のようなものが全部の判断を持ったほうが、情報管理もうまくいくかと思いました。あるいは、閲覧の可能・終了についてのマニュアルをきちんと作らないと、基準がばらばらになってしまうと思います。

(所管課) それは必要と思っています。

(加島委員) 「情報が欲しいのに閲覧できない」「もう閲覧しなくてよいのに、いつまでも閲覧できる」ということが起きてしまうと思いました。

次に、今回、受託者が新しくシステム開発するのですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 他自治体などでは全く使われていないのですか。

(所管課) 初めてです。

(加島委員) その場合、テストデータはどうするのでしょうか。

(所管課) 現在テストデータを入れて試行しています。試行前のテストデータは全部消してもらおうことになっています。

(加島委員) 試行期間は生データを使っているのですか。

(所管課) 生データは使っていません。似たようなものを使っています。

(加島委員) 似たようなものとはどんなものですか。

(所管課) 例になるようなデータです。

(加島委員) テストデータは情報保有課でつくっているのですか。

(所管課) 現在相談を受けている実際のデータは、その期間が終わったら1回消してしまいます。実際にそれを本物として使ってしまふと記録が

残ることになってしまいます。今までと同じように紙ベースで記録を残してはいますが、本物のデータを今回のシステムに乗せたらどうなるかという試行を今やっています。テストデータは作成していません。各所属で実際受けた相談の個人情報削除又は変更（アルファベット化等）をして、システムに載せたらどうなるかという試行をやっています。

(加島委員) テストデータの中に生の個人情報などがあつたら、ちゃんと消してください、ということをお伝えしたかったです。

(小嶋委員) 対象者は小・中・高校生ですか。

(所管課) 学校の種類でいうと、特別支援学校も含まれます。基本は小・中学校です。

(小嶋委員) 幼稚園は含みませんか。

(所管課) 含みません。

(小嶋委員) 10 ページ「5 取り扱う個人情報」の【電子計算機処理の開始】
【事務の委託】で、実施機関の保存期間は、「児童生徒が高等学校卒業後5年」となっています。ここで高校とした理由は何ですか。小学校のときに相談したもので、高校卒業後5年後まで保存するのですか。

(所管課) 過去にあった事案で、小学校のときにいじめがあつて、小学校が対応し、一定の解決をしたと小学校が判断しました。けれど、中学校に行って別のトラブルがあつたときに、小学校のときのいじめが関係していたということがあります。義務教育は中学校までですが、今は高校に行く生徒がとても多いです。在学中のデータについては、何かあつたときに適切に対応するための情報として、過去にどういう対応をしたかの情報が必要であり保存しておくべきだと判断しました。

「その後5年間」は、学習指導要領に基づく指導要録の保存期間が5年間なので、それに準じています。

(小嶋委員) ほとんどの生徒は高校に行きますが、行かない生徒もいます。もう少し別の表記のほうがいいかと思いました。

5 ページの「3 審議に係る事務」の【電子計算機処理の開始】の「(2) 情報の管理・共有」に「他所属・他事業」とあります。具体的に教えてください。

(所管課) 4 ページ「2 事務全体の概要」の「(2) いじめの問題等に関する相談・対応体制について」に記載しています。「所属」は四方面別事務所又は人権教育・児童生徒課です。「事業」は「ウ 人権教育・児童生徒課が所管する相談窓口」に記載している内容です。人権教育・児童生徒課に相談があつた情報は人権教育・児童生徒課の中でまず共有はしますが、特別な事情がない限り、他部署とは共有しません。例えば、最初に人権教育・児童生徒課で受理した相談について、南部学校教育事務所に「〇〇学校でいじめがあつた、何とかしてほしい。」と相談が来た場合には、人権教育・児童生徒課と南部学校教育事務所が情報を共有し、南部学校教育事務所が学校に助言・指導して対応に当たります。

(小嶋委員) 情報を共有するのは良いことです。個人情報の取扱い方法が部署ごとに異なり、無責任な取扱いになる可能性もあります。その辺りを徹底していく必要があります。

- (所管課) ある程度基準等を作り、閲覧を開始したり、終了したりする仕組みづくりが必要と考えています。
- (新田委員) 10 ページの「5 取り扱う個人情報」の紙データはなしとなっていますが、システム入力の前に、紙データに記載して保存することはないのでしょうか。
- (所管課) 相談を受けてそのままパソコンに入力することを想定していて紙データとしての保存は考えていません。ただし、いつも目の前にパソコンがあるわけではありません。個人的なメモを取ったものを整理して、パソコンでシステムに入力していくプロセスになると考えています。
- (新田委員) そのメモの廃棄についても慎重にお願いします。
- (鈴木委員) 5 ページ「3 審議に係る事務」の【電子計算機処理の開始】「(2) 情報の管理・共有」の最終行に、「原則として最初に相談を受けた際に本人から同意をとります」とあります。虐待の相談を親がどこかにしており、子供から連絡が別のところに入ることも起こり得るかと思えます。もちろん、そこで情報が共有できていれば、適切な対応ができるメリットは明らかだと思えます。
- 虐待に関して、情報が共有された際にどのような配慮がなされますか。
- (所管課) 共有できる情報は3層構造です。「誰が何の案件で」「いじめなのか虐待なのか」「何月何日にどんな対応をしたのか」の三つに分かれています。今の話では、「Aさんから虐待の案件で相談が入った」というのは共有できます。けれども、「何月何日にどんな対応をしたか」の情報は、原則、初めは閲覧できません。必要最低限度の情報にとどめるようなシステムになっています。
- また、今回このシステムを導入したのは、虐待ではなく、いじめに関する案件で情報共有がきちんとできていなかったことから適切な対応ができなかったことがきっかけです。必要があるときには関係部署同士でしっかり情報共有し、適切な対応に結び付けるのがシステムを導入した目的です。個人情報については必要最低限度の内容を共有し、必要であれば更に深い部分を共有します。
- (鈴木委員) 私の質問の仕方がずれてしまったかもしれません。最初に相談を受けた際に本人から同意があります。児童生徒が申し出たら、その本人に「市役所の中で共有してよいか」と同意をとるということですね。
- (所管課) そうです。
- (鈴木委員) 虐待している親も悩んで相談している可能性があります。過去の情報が共有されたとき、親に対応している主管課は、子供から虐待の情報が入った際には、親からの相談が入っていることが分かるので、それを踏まえて対応し、それなりの配慮をするということですね。
- (所管課) そうです。
- (花村会長) 相談者が、「市役所内で情報共有されるのは嫌だ」と言ったらどうするのですか。システムに入れて共有しないのですか。
- (所管課) 私たちのところに相談される人たちは、いじめであれ虐待であれ、状況を改善してほしいと思っています。その状況を改善するためには、やはり教育委員会事務局で情報共有することで適切な対応ができる

ことをきちんと伝え、納得してもらおう予定です。「それでも嫌だ」と言われても、このシステムには最低限の情報は入れる予定です。このシステムで扱うのは、子供の心身や生命や財産を保護しなければならない内容のものだからです。

(花村会長) そのため、5 ページ「3 審議に係る事務」の【電子計算機処理の開始】「(2) 情報の管理・共有」の最終行は、「原則として本人から同意をとる」としており、「例外はある」ということですね。

(所管課) そうです。

(花村会長) それでは、案件 1 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件 2】西区における災害時要援護者リストへの介護保険サービス利用者情報等の追加とアンケート調査の実施について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 2 「西区における災害時要援護者リストへの介護保険サービス利用者情報等の追加とアンケート調査の実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 2 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(花村会長) ふれあい会の取組は 98 団体の全ての団体で行われているわけではないのですか。

(所管課) 現在 55 団体で行われています。

(花村会長) 参加していない自治会にはできるだけ参加してくださいとお願いしているのですか。

(所管課) 今までの月 2 回の訪問や週 2 回の見守り活動は、回数も多く大変でした。訪問を月 1 回以上にする等負担を減らして、できるだけ多くの自治会町内会に参加してもらいたいと考えています。これから自治会町内会にも説明会をしていきます。

(新田委員) 地域の防災訓練で、民生委員が安否確認のために訪問しましたが、応じてくれない人がいました。また、自治会町内会が持っている名簿と民生委員が持っている名簿も違うことがあり、自治会町内会と民生委員とで対応について話し合っています。全く応じてくれないような人は、本件のアンケートも出してくれないと思えます。「個人情報だから一切言わない」と答えてくれないし周りとも付き合いがなく、把握が非常に難しいです。このような方々にいざというときにどのように対応すればよいのか、自治会町内会や民生委員の課題です。本件のような取組について強化するのは非常に良いことですが、相手がどのように応じてくれるかが一番のネックになると思えます。

- (所管課) 先生の御心配と一致しています。約 4,000 人からそのような方が何人ぐらいいるのか、リスクとしてまず把握したいです。
- (小嶋委員) 16 ページ「2 事務全体の概要」の※ですが、西区の 98 自治会町内会で、要援護者名簿の提供を受けているのは 15 団体にとどまっています。各自治会町内会は、「名簿提供を受けない」と言っているのでしょうか。
- (所管課) 自治会町内会としても、この事業が大切だという気持ちはあるのですが、「名簿提供を受けても発災時に助けられないのに個人情報に預かるのにハードルがある」という声が一番多く上がっています。こちらは「名簿提供を受けたからと言って必ずしも助ける義務はない」と説明するのですが、自治会町内会では「受け取ったらそこまでしなければ」という意識があるようです。
- また、地域にはふれあい会など自主的な見守り活動がある中で、区からリストを受け取らなくても、自分たちで既に把握しているという認識の自治会町内会もあります。ただ、それが本当に実態と合っているかどうかは別の話ですので、我々がシステムで抽出している情報も「受け取ってほしい」という思いもありますが、難しい状況です。
- (小嶋委員) 受け取ることができない理由が、個人情報の保護がきちんとできないからということであれば、今後対策を練り、有効にこの名簿を利用する方向に考える必要があるかと思います。
- (所管課) はい。
- (加島委員) これは西区だけで始めるのですか。今後ほかの区でも考えるのですか。
- (所管課) ほかの区で行う予定はなく西区独自の取組です。この取組が有効であれば、今後、我々から他区に PR していきたいと考えています。
- (鈴木委員) 災害時要援護者リストは、何の情報から作成していますか。
- (所管課) 健康福祉局の各システムで管理している情報からです。16 ページの「2 事務全体の概要」の【要援護者リスト掲載者】(1)から(7)までの情報を複数のシステムで管理しており、それをリスト化しています。
- (鈴木委員) 例えば、介護保険のシステムから要介護 3 以上の人のデータを出したり、他のシステムから療育手帳を持っている人のデータを出して、まとめてリスト化しているのですね。今回は、そのリストと介護保険のシステムの介護保険サービス利用者の情報を突き合わせるのですか。
- (所管課) 突き合わせてアンケートもして、地域等とつながりたくないと思っている人をできるだけリスト化して、こちらで把握したいです。
- (鈴木委員) 健康福祉局が災害時要援護者リストを作る段階で、そこまで情報を入れてつくるのができたら、今回の作業も多少省略できるものもあったかもしれません。そういうことでしょうか。
- (所管課) 施設入居サービス利用者、障害福祉サービス利用者、民生委員によるひとり暮らし高齢者等地域で見守り事業対象者は既にリストに掲載されているのですが、掲載されていない介護保険サービス利用者の情報を突き合わせたいということです。
- (新田委員) 民生委員は地域の中を歩いて 1 軒ずつ回っており、区から提供

される情報と違う部分があります。また「こういう人がいる」というのを区に報告したりしているの、民生委員は大変です。

(鈴木委員) そうですね。地域の人たちは本当に大変です。

(花村会長) 西区独自の取組として頑張ってください。1,300人にアンケートを出して、回答率がどのぐらいになるのか、回答のなかった人のフォローについて、対策を進めてはどうかと思います。

(所管課) そちらについて考えていきたいと思います。

(吉田委員) このデータにアクセスするのは誰ですか。回答する方は誰がアクセスするか心配して出さないのではないのでしょうか。

(花村会長) アンケート調査に回答しない人がいます。それは回答した情報を誰が把握し、見ることができるのかを心配しているからではないか、という質問です。

(吉田委員) 集約されたデータやアンケート結果はどのように管理されますか。

(事務局) 19ページ「4 個人情報管理体制」の【電子計算機処理の開始】で、西区の福祉保健課、高齢・障害支援課、総務課の職員としています。

(所管課) 管理についても同様の箇所に記載しています。パスワードをかけて保管する等、現在の個人情報の管理と同様の管理を行います。

(花村会長) 感情的に出したくない、出せない人のフォローが大事だということですね。

(新田委員) 一番大事だと思います。

(花村会長) それでは、案件2を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件3】水道料金及び下水道使用料の電子決済事務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

※当日の審議は非公開で行ったため、一部文言を削除しています。

(花村会長) 次に、案件3「水道料金及び下水道使用料の電子決済事務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(事務局) 本件は、審議内容の一部に、受託者との契約上、秘密とする事項が含まれていることから、案件3の審議を非公開でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(花村会長) それでは、案件3については、非公開で審議することとします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) なぜ非公開にするのですか。非公開にしないで、「受託者はどのような仕組みで、LINEID登録時に使用する氏名や電話番号と水道料金の支払い情報を紐付けしません」とかを説明したほうが、我々としては承

認しやすいです。

受託者が公開しないという方針だから仕方ないですが、「紐付けていない」と言われたほうが市民も納得します。審議会では紐づけない仕組みは聞いていて、「紐付かない」というのが分かっていますが、市民には説明できないのでしょうか。

(所管課) 仕組みは受託者との機密保持契約上説明できませんが、「紐付けずに管理している」という説明はできます。「個人情報漏れない仕組みになっている」ということです。

(加島委員) 31 ページの「5 取り扱う個人情報」の「電子データ」に、納入期限はないのでしょうか。

(所管課) ありません。

(加島委員) 期限を過ぎても LINEPay で払えるのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 受託者は納入期限の確認はせず、水道局の責任で管理するということですか。

(所管課) コンビニエンスストアでも、期限後に払うことができます。期限管理は水道局のシステムでしており、そのシステムでは請求書番号と納入期限の情報を持っています。

(土井委員) LINEPay を選んだ理由はありますか。他の電子決済の方法を導入するのですか。

(所管課) 電子決済の方法はたくさんありますが、仕組みが全て同じなのか不明なところが多いです。

LINE Pay は、神奈川県企業庁などが導入しており情報共有しています。納入通知書払いで LINEPay を使用していただくよりも、クレジットカードの引き落としや口座振替のほうが良いのですが、全体の 25 パーセントぐらいが納入通知書払いです。学生の間だけ横浜市にいる人も含め若い人たちが多いです。支払に行くのが面倒で未納になってしまうことがあります。我々は連絡したり、納付書を再発行したり、督促を出したりして、費用をかけています。そのようなものが少しでも避けられるのではないかと思います。LINE は非常にメジャーで、全国でも 3,000 万人ぐらい使っており、その半分ぐらいが若い人です。そのため、我々が狙っているターゲット層に一番効果的ではないかと考えています。

(土井委員) 収納率向上の結果が分かれば教えてほしいです。

(所管課) はい。また、今回はバーコード決済を利用します。電子決済の種類としては QR コード決済もありますが仕組みは別です。バーコード決済ではコンビニ VAN システムが使えますが、QR コード決済は現状では使えません。これが大きな違いです。納入期限内に納める人は良いですが、中には期限間際に支払ったり、督促を行った後に支払ったり、督促しても支払わない人がいます。最終的には我々が自宅へ行って、水を止める処理である未納停水をするのが条例で決められています。「未納停水執行予定日当日などの間際に納めたから水を止めないでくれ」となった場合、バーコード決済ならば、コンビニ VAN システムを使って 2 時間に 1 回、収納情報が得られるので、2 時間後には納付確認を取って未納停水

を解除できます。QRコード決済の場合はそれができません。別のシステムをつくと非常に費用がかかります。

(花村会長) 個人情報 コンビニエンスストアの社員が見たらどうなのかという議論がありました。それがなくなります。

(所管課) 特に若い女性客から、「ひとり暮らしで支払ったとき、自分の住所や名前が分かってしまう。後を付けられたら嫌だ。」という声がありました。そういった心配は避けられるかと考えています。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】電子入札システムの改修等について

(花村会長) では、ここからは再度、公開で行います。

次に、案件4「電子入札システムの改修等について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 今回のシステムの改修で、役員情報を入手するということですが、登記簿謄本を取れば誰でも分かるので、問題ないと思えます。県警にどのような形で役員情報を出し、どのような形で結果をもらうのでしょうか。

(所管課) 先ほど御説明した県警との協定の中に様式があり、それを使って、役員の職種、氏名、生年月日、性別、住所、会社名を入れて出します。県警には暴力団関係者のデータベースがあるので、突合させて、関係者がいないか確認し、結果を横浜市に返します。

(中村委員) 関係者がいた場合に、「この役員が関係者だ」ということは横浜市は分かるのですか。それとも、「企業の中に関係者がいる」というぐらいの回答ですか。

(所管課) 県警からの回答は、「暴力団排除措置対象に該当するものはありません」又は「該当するものがあります」となっています。「ある」となった場合には商号又は名称、氏名、住所、該当理由について記載があります。

(中村委員) 市が暴力団関係者の個人情報を保有することになります。本人開示請求などがあつた場合にはどうするのですか。県警からマークされて戻ってくる情報は横浜市が保有する情報になります。指名停止になり、誰かが該当したのではないかとということで開示請求があつた場合はどのように対応しますか。県警の情報が間違っていることもあり得るので、訂正請求もあるかもしれません。

(事務局) 横浜市が該当役員を特定した回答が書かれた文書を持っており、当該役員からの本人開示請求があれば、非開示の理由は考えてみてまな

さそうです。開示することになるのではないかと思います。

(所管課) 警察が持っている情報であるので、その真偽は分かりません。

(事務局) 警察からは、提供した情報を秘密にしないという条件は付いていないですか。

(所管課) 付いていないと思います。その後、横浜市では指名停止や名簿からの排除をすることになります。

(中村委員) 本人以外からの個人情報の取得ですが、条例の規定のどこに当たりますか。

(事務局) 保護条例 8 条の本人外収集の規定に当たります。

警察への照会をするに当たって本人同意を取るという前提です。

(花村会長) 同意があるという前提ですね。

(所管課) システム画面で同意をとる形にしています。

(花村会長) 同意しなかったら申請できないのですか。

(所管課) そのような取扱いにしたかったのですが、今回は、横浜市の有資格者名簿記載の資格申請が既に終わった後に、警察との協議が取りまとめられ、役員名簿を警察に提供することになりました。次回の平成 33、34 年の資格申請の際には、同意しなければ申請ができない形にしようと思います。現在は誓約書を出してもらっており、「横浜市が求める場合には名簿を出してください」という形にしています。出してくれない場合は「指名停止等にする」とも書いています。

システム改修後は、名簿を提出するに当たっては、「役員本人の同意を得たことを確認して送信してください」という画面を出します。本人同意があることを明確にした上で処理を進めようと考えています。

(花村会長) 中村委員、同意があればよいですか。

(中村委員) 一応そうですね。誓約書自体は今後も継続するのですか。

(所管課) 継続します。

(小嶋委員) 県警への照会にあたっては、このシステムから抽出したデータを CD-R に入れて手渡しされるとのことですか。その CD-R は返却されますか。

(所管課) そこまではまだ県警と協議していません。返却してもらったほうが良いなら返却してもらいます。

(小嶋委員) 県警との間の合意書の中で、その規約はできていないのですか。

(所管課) 細かな方法までは定まっていないので、これから整理していくことはできるかと思います。

(小嶋委員) 申請者の様々な情報が警察へ行くわけですね。

(所管課) 役員名簿の情報のみです。

(小嶋委員) どうなのでしょう。

(花村会長) 小嶋先生がおっしゃっているのは、横浜市が県警に役員名簿を出して、該当者かどうか照会します。そのときに、横浜市が出した役員名簿を県警が持っている必要はありません。返してもらえばよいのではないかとということですか。

(所管課) 県警が暴力団関係者のデータベースを持っています。今はその名簿に載っていた人は非該当かもしれないけれど、今後、該当になる可

能性があるのかもしれませんが。そうなったときに県警が名簿をもっていないと、該当者と言えません。

(花村会長) 1回照会したときに「該当なし」と言ったけれど、しばらくして情報が入ってきたら「該当者だ」という回答もあるわけですか。

(所管課) 県警と細かく話していないので分からないのですが、あるのかもしれませんが。

(小嶋委員) その辺りは規約できちんと決めておく必要があると思います。

(加島委員) CD-Rが返ってきても、県警でデータをコピーしておくかもしれませんが。コピーの禁止までは決めることができないのではないですか。

(花村会長) 役員氏名は、登記簿謄本を見れば分かります。

(所管課) 登記簿謄本には役員の生年月日や住所までは記載がないと思います。

(花村会長) そのような情報まで欲しいということはあるかもしれませんがね。それはどうですか。

(所管課) 同姓同名ということがあり得るので、生年月日及び住所を照会して、全部一致した後で「該当者」と判断をしたいと思います。登記簿謄本には代表取締役は住所が書いてありますが、それ以外の役員の情報は氏名以外入っていないので、必要なのだと思います。

(小嶋委員) 個人情報保護に関して規約が必要ではないでしょうか。

(所管課) CD-Rを返してもらうかどうかですか。

(小嶋委員) それも含めてです。

(所管課) 川崎市が昨年から、同様の取組を始めています。情報をどのように取り扱っているのか参考にできるかと思います。

(事務局) 県警でデータを保持する必要があるのかどうかを確認し、必要がなければコピーは残さないとか、CD-Rを返却してもらうなど、はっきりと決めてください。

(所管課) 確認します。

(大谷委員) 県警から返ってきたデータの取扱い方法について、記録をしっかり残しておく必要があると思います。個人単位、法人単位での結果がフィードバックされてきます。間違った法人に適用しないような事務的なプロセスを、立証できるように、しっかりマニュアル化するとよいです。民間企業でも、反社会的勢力の取引排除ということで、警察に照会し、その結果をもって取引先としていいかどうかの判断を日頃から何十件も行っています。やはり間違いや人違いが発生すると、相手方に不利益を発生させます。一度レッテルをはられると人権侵害にもつながります。フィードバックされた情報の取扱いと記録の残し方も、内部で具体的に定めた方がよいと思います。付加的にお願いいたします。

(花村会長) 様々な問題点があることを十分検討してください。

(花村会長) それでは、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】東京2020オリンピックにおける横浜市・都市ボランティアのオリエンテーション運営業務について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「東京2020オリンピックにおける横浜市・都市ボランティアのオリエンテーション運営業務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 抽選の仕方は無作為ですか。

(所管課) 2,500人の募集に対して応募者が超えた場合は、横浜市在住・在勤・在学者を優先することを募集要項に明記しました。結果として大きく募集人数を超えています。抽選の対象になるのは、横浜市在住・在勤・在学者の要件を満たす人です。その対象の中で、無作為で抽選していく予定です。

(花村会長) では、特に問題もないので承認します。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】特定医療費(指定難病)受給者証及び指定医の更新に係る業務委託等について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件6「特定医療費(指定難病)受給者証及び指定医の更新に係る業務委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 72 ページ「4 個人情報の管理体制」【事務の委託②】の「本業務における受託者の個人情報取扱職員数」で、コールセンターの人数が入っていませんが、想定で何人ぐらいですか。

(所管課) 4名です。

(加島委員) その人たちに研修を行い、誓約書に記入してもらいますか。

(所管課) はい。

(加島委員) アルバイトではなく正職員でお願いする想定ですか。

(所管課) はい。

(加島委員) その辺りの管理をしっかりしてください。

(花村会長) それでは、案件6を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】市立学校における「学校と家庭をつなぐ情報共有システム」の試行について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件7「市立学校における「学校と家庭をつなぐ情報共有システム」の試行について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(吉田委員) 84 ページ「3 審議に係る事務」の【電子計算機処理】【電子計算機の結合】※です。通常は学校のパソコンですが、緊急時には私用のスマートフォンでアクセスできるようにしておくということです。災害は緊急事態ですが、校外学習や部活動等事前に分かっているのであれば学校の端末を持ち出すことが可能かと思ひます。どのようなことを想定していますか。

(所管課) 校外学習や修学旅行では、渋滞で時間通りに到着しなかったり、外出先で緊急事態が生じたときに、保護者に一斉に連絡し、保護者に迎えにきてもらいます。今は個人情報の関係で学校に連絡網が備わっておらず、1軒1軒に連絡しなくてはならないため、例えば、「事故で渋滞して、帰りが1時間遅れます」ということを一斉に発信するようなことを想定しています。

(吉田委員) そのような質問ではないです。

(所管課) 持ち出せるような公用のパソコンがあるかどうかですか。

(吉田委員) 例えば、大学で試験監督を1人でやるときに、誰か具合の悪くなった生徒がいて、事務局に連絡するような場合には、必ず学校所定の携帯電話で連絡しています。私用のものからアクセスすることは原則としてありません。外に出ることが分かっているなら、学校所定のものを持って行くことはできますよね。私用のものから学校のシステムにアクセスするのはかなりイレギュラーだと思います。大学では、学校のWebにつながっておらずWi-Fiのカバーする範囲でないと情報発信そのものできないし、端末にも制限があります。私用のものからアクセスするのは不思議です。

(所管課) 学校では公用携帯は持っていたり持っていなかったり、まちまちです。ない学校には公用携帯は全くないです。私用携帯のセキュリティについては、二要素認証が必要だといったことは、今後システム開発をしていく中でしっかり詰めていった上で、ルールづくりなどできる環境を整えて私用のスマートフォンの利用をを考えていきたいと思ひます。

(吉田委員) あらかじめ分かっている場合について私用携帯からアクセスで

きるシステムは疑問です。災害時や何らかの緊急時は分かりますが、部活で外に出るのが分かっているのに、公用携帯を持って行かない制度設計がよく分かりません。

(事務局) 公用携帯は予算上の問題で、なかなか確保できていないと聞いています。また、基本的に私用の情報器機は横浜市の情報セキュリティ管理要綱の中で原則禁止ですが、情報セキュリティ担当者の許可を得て持てるようになっていきます。その許可の際に何らかの条件が付くのかについて確認するようにと伝えていきます。あと少し何らかの条件が付くことと思います。

(花村会長) 吉田委員がおっしゃることはもっともでしょうが、「こういう条件をクリアしてやっていきたい」ということなのでしょう。

(所管課) はい。

(花村会長) このような疑問を持つ委員がいたことを十分胆に銘じてください。

(加島委員) 民間企業も私用携帯は完全に分割です。私用携帯を業務用で安易に使うのは制限したほうが良いです。非常に危ないです。

(大谷委員) 公用携帯を持つと、私用携帯とあわせて2台持ちになり、先生が引率しているときの負担が大きいことは想像がつくところです。今はBYOD(従業員個人が所有しているスマホやタブレット、ノートPCといったデバイスを業務でも利用すること)について、情報セキュリティ上は非常にリスクが高いということで、私用端末を使うことによるセキュリティ上のリスクを低減するための技術開発が進んでいます。今回は本格導入ではないので、市としてそういったことを試行してみるの極めて重要だと思います。

私用端末にどのような情報が残ってしまうのか、どのような制約がかけられるのかについて、様々な技術が開発されています。非常に忙しい先生に面倒な手続はなかなかお願いしづらいと思います。心理的な要素も勘案し、情報セキュリティをカバーして私用端末を持つことによる負担と、予算繰りをして公用携帯を持ってもらうことを比較できるような基本的なデータ収集や技術の確認を、この試行の過程で進めることが必要だと思います。セキュリティ上の目途がきちんと立たない場合には、私用携帯でシステムにログインするということは、やはり私用携帯に何がしかのデータが残ってしまうことが避けられないと思います。認証の仕組みにとどまらず、システムにアクセスすることによって、私用携帯のデバイスに蓄積された情報をどのようにコントロールするのか等、最適なやり方をこれから探していかれるとよいのではないかと思います。リスクは大変大きいですが、解決するための技術も進んでいますので、研究されると良いと思います。

(花村会長) では、十分研究してください。

(新田委員) 今、先生の働き方改革を一生懸命やっていますが、保護者の理解が得られていない気がします。やはり管理職から保護者に説明して理解を得られるようにお願いします。先生方の負担をなるべく軽くということは非常に分かりますが、保護者の理解を得る方向でお願いします。

(加島委員) 保護者側は携帯電話の登録を想定しているのですか。QRコードで保護者の情報を結び付けているわけですね。

(所管課) はい、そうです。

(加島委員) 89 ページ「5 取り扱う個人情報の種類」に「保護者のQRコード」は入りませんか。

(所管課) 入りますので修正します。

(花村会長) 私用の携帯について、吉田委員、大谷委員、加島委員の発言をよく検討してください。

(吉田委員) 全ての保護者がデバイスを使うわけではないと思います。主義として使わない人もいます。そのような場合はどうするのですか。

(所管課) 欠席連絡は電話で受け付けますし、連絡については従来どおり紙で学校便りを配付する形になると思います。数パーセントそのような家庭があることは分かっています。そこをどのように手当するかも含めてしっかり検証していきたいと思います。

(花村会長) それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について【継続審議】

(花村会長) 次に、案件8ですが、第170回審議会において継続審議となった「よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について」ですが、前回の審議を踏まえて論点整理資料を作成してもらいましたので、御説明をお願いします。

(事務局) <別紙資料の論点1及び論点2について説明>

次に、論点3の本件データ分析が「公益上特に必要がある」と認められるかについては、健康福祉局から御説明いたします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 前回、個人情報保護条例上は、公益性の点が満たされれば、例外として認められるのではないかという意見を述べましたが、そのこと自体は私の意見としては変わっていませんが、審議会後に考えたところ、参加要領は市民との契約における申込みの誘因ではないか、これに基づき市民は申込みをして、市がその申込みに応じて、歩数計を送るということですが、この段階で行政契約が成立しているのではないかと思います。そうすると、個人情報保護条例はともかくとして、市民との間の個々の契約違反にならないかということがあるのではないかという気がしました。確かに、参加要領上はいろいろと条項があって、先ほど御指摘があった9のところ、この要領が変わることがありますといった規定があったりしますが、果たしてそれですでに契約を結んだ人との契約内容を一方的に変えてしまっているのかということ、なお問題になりそう

な気がします。ただ、どれだけその契約において本質的な内容なのかによろと思いますが、ほかの目的で利用されないから申し込んだという人が実質的に多いとすると、一方的に変えていいのかなと思いました。

(大谷委員) 別紙②ですが、分析の活用方法というところの説明をしていただきましたが、抽象的で分かりにくいところがあったので、詳しく御説明いただければと思っています。「分析の活用方法と効果①」で、そもそも何歳の人が何歩歩くと医療費が低くなるということが単純に結果として出るのかということが1点と、「分析の活用方法と効果②」で、「多面的に把握」というのは実際に具体的にどのようなことをイメージされているかというのがもう1点です。公益性を否定する気は全くなく、今、中村委員がおっしゃったように公益性の部分では私も全く違和感を感じていません。契約の変更への参加者の期待をどのように受け止めるかということが一番本質だと思っていますが、せっかくいろいろと資料を用意していただいたので、より詳細に理解したいので、教えていただければと思います。

(所管課) まず、1点目ですが、お手元の資料の④と書いてある「参加申し込みご案内」の1枚目の裏面の左下をご覧ください。「病気予防のめやす」という部分があるかと思っています。これは中之条研究というこの分野では有名な研究で、東京都健康長寿医療センター研究所の青柳幸利先生によるものですが、大体一日にこれぐらいの歩数を歩くと、こういった病気の予防になるというもので、歩数で示されています。我々としては、何らかのアクションを起こす中で、ただ漠然と歩いた方がいいと言っても分からないかと思っていますので、年代としては高齢者を対象とした研究ですが、この青柳先生の研究ではこういったものが示されており、横浜市の分析では、この研究結果に近いものを、ある程度年代層に応じてどれくらい歩くと医療費がどうなるかということを示せると考えています。簡単に言うと歩くと医療費が少なくなる、歩きすぎると逆に医療費が上がるということもあるので、そういったところもきっちりとエビデンスを説明できる方がより分かり易いと考えています。

2点目ですが、資料の「多面的に把握」というところですが、行おうとしていることはウォーキングポイント事業への参加・非参加による医療費の差や生活習慣病にかかっているかいないかという率を見ていきます。それと併せて特定健診について、受診している、時々受診している、受診していないに分けて、同じような形でそれぞれを見ていく予定です。それを資料では「多面的に把握」と記載しています。

(大谷委員) 「分析の活用方法と効果①」の説明については、何らかのデータは出るかと思いますが、それは必ずしもウォーキングポイント事業に参加した故にそうなったと因果関係が明瞭であるとは限らないと思いますが、そういうことを目標としているということで受け止めました。

「分析の活用方法と効果②」についても、これまで特定健診で把握してきているデータにもう一つの交流要素を加えたいということで、「多面的」という言葉を入れたと受け止めました。できるだけ様々な角度から個人の健康やヘルスケアへの取組について把握したいということで、実

施機関の気持ちは伝わってきました。公益性ということについては、私としても異存はありません。ただ、やはり中村委員もおっしゃっていた契約の要素として、目的外利用をしないということを特に謳っているのに、本件は目的外利用に該当するというので、その手続がオプトアウトというやり方、参加要領の1か月前の改定に伴うオプトアウトで充足できるのかということには慎重な意見ではあります。

(土井委員) 姫路市の例を紹介していただきましたが、これはどのような形で市民にデータを使うことを伝えているのか教えてください。姫路市の場合は分析に使う情報に横浜市と同じような情報があったのでしょうか。

(花村会長) そこまでは確認はしていないのですよね。姫路市の場合、要するに「相当な理由がある場合」ということで例外的に行ったということですね。その後問題があったということはありませんか。

(所管課) そうですね。姫路市の件については、総務省のガイドブックで情報を得て、姫路市に電話をして、当時の状況や現在の活用方法などについて確認を取りました。その時何か問題があったかと尋ねたところ、特に問題はないと聞いています。

(土井委員) 問題になっていないということは想像がつくのですが、事前に市民にどのように伝えたかということが重要ななと思っています。

(所管課) オプトインはしておらず、オプトアウトも取っていないのではないかと思います。

(大谷委員) 姫路市の場合、契約手続をとって参加を募って収集した情報を利用しておらず、元々庁内にあるデータを突き合わせて分析したというものなので、本人同意を取らない仕組みが条例の中で実現できたということで、今回の事例とは違う可能性が高いのではないかと思いますよね。

(所管課) その点については、我々も認識していて、システム外のデータであるアンケートについてどのように収集したかというところまでは詳細に確認していませんが、大谷委員がおっしゃるとおり、住基データや税のデータは元々そのような性質のデータです。

(吉田委員) 横浜市の条例上の記載の仕方として「公益上特に必要」とされており、何か特別な必要がないといけないと思います。それに対して、姫路市の条例では、「相当な理由」ということで、単純に比較することはできないだろうなと思いました。

もう一つはオプトアウトする人は、恐らくオプトインする人より少ないと思います。オプトアウトする人の率はどのくらいなのかと思います。クラスアクションとオプトアウトしか知識がないので、そのように思うのですが。あらかじめ、このデータをほかの目的に利用しませんと30万人の参加を募っておいて、後から利用するというのでオプトアウトをするのはアンフェアなのではないかと思います。恐らく、研究成果を探せば、オプトアウトの率が分かると思いますが、既存のデータを利用したい場合は、オプトインでなくてはいけないのではないかと思います。

もう一つお聞きしますが、過去データを利用しないといけないのでしょうか。例えば、データを利用すると伝えて事業を新たに行うのでは間に合わないのでしょうか。

(所管課) ウォーキングポイント事業はあと3年間は事業として行っています。その次の施策としてどう考えていくのかということも検討を進めていかなければならない状況にあると認識しています。その中で、一つの論証となるのがこの分析かなと思っています。その分析から得られた結果をそういった検討に活かしていきたいと思っています。吉田委員がおっしゃるとおり、それをやってからとなると、3・4年と遅い段階でスタートすることになります。

(横浜市大) 私は横浜市大の研究者で医学研究に携わっていますが、医学研究全般に当てはまると考えていますが、比較的長期にわたって見ていかないと、医療費や生活習慣病の新規の発症といったところの事業の効果を見ることが難しいという側面があります。病院の臨床データも同じですが、過去のデータにわたって5年、10年見ることが一般的だと思っています。

(鈴木委員) 個人情報の保護とは何だろうということで、横浜市の条例はさらっとしているので、川崎市の条例を読みました。第1条の目的のところ、「個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために、必要不可欠である」と書いてあって、中略しますが、「もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする」とこれに尽きるのかなと感じています。あらかじめ言っておけば特に問題になることはないわけですが、言っていなかった目的外に利用することに際して、基本的な人権を擁護するということをしてないがしろにできないのではないかと感じています。保険者の気持ちは分かります。財政が厳しいことはよく承知していますし、会計士的にはデータ分析をして、もっと改善すべきだというべき立場ではありますが、個人情報の保護という観点での議論ですので、基本の趣旨に立ち返らなければならないのかなと感じています。最大多数の最大幸福ではないですが、それで考えれば、財政を改善するということになるかもしれませんが、一部の人が納得していないことを押し切っているのかということ、そういう時代ではないのではないかと感じています。

(加島委員) 信義上の問題で、元々明示していなかったから駄目だということなののでしょうか。

(花村会長) 元々利用目的がこうだと記載しているので、駄目なのかということですよ。続けてください。

(加島委員) それと公益性の問題のどちらを見るかということですが、ここで利用してはいけないという結論をこの審議会に出せるのでしょうか。公益上これほど必要なものを我々が否定しても良いのでしょうか。594円で万歩計をもらえるわけですよ。莫大な予算をかけてこの事業をやっているのに、歩いて良かったということで終わらせていいのでしょうか。元々利用目的を明示しなかったのが駄目だということで、審議会でも不承認にすると、議会で追及されたら、個人情報保護審議会でも不承認

認となったということになります。私はこの分析はもっともだと思いません。1,000箇所リーダーを設置して、歩数計を30万人分近くの人に送料だけで配付するといった事業を行っている自治体は全国にもないわけです。せっかくこれだけのデータがあるのに利用しないというどうなのでしょう。審議会で否定してしまっているのでしょうか。

(中村委員) 確かに加島委員がおっしゃるように、この審議会は何を審議の対象にしているのかということはあるかと思えます。

個人情報保護といっても、個人情報は何が何でも守らなければならないということではなくて、一方で有効利用とのバランスも大事というのが条例の目的でもあると思います。そこではクリアできるけれども、それとは全く別の問題として契約違反があるのではないかということです。もし契約の本質的な部分に違反があるとすると、そこは問題だと思えます。ただそれを、この審議会が契約違反があるという解釈をして、駄目だと言えるかどうかは権限の問題としてありうると思えます。

(加島委員) そのとおりだと思います。

(所管課) 先ほどからそもそも参加要領に記載しておけば良かったといったコメントをいくつかいただいておりますが、当初この参加要領を作った際に、データを個人が特定できない形で統計分析等に利用することがありますと記載しました。そこで想定したことは、統計分析なので、最後に個人が特定できない形で出ていくということです。具体的に国民健康保険のデータと紐づけていることを記載していないので、この参加要領の範囲内ではないと言われておりますが、我々としては、参加要領の中で、分析して利用して横浜市の事業に生かしていくというつもりを込めて記載しております。途中経過で個人を特定できない形になっていないので、参加要領3(4)には当たらないと前回の審議会でも御意見があったかと思えます。総務省の実証実験に参加されていた弁護士の方が「自治体向けのデータ利活用の手引」を作成しております。その中で最後に統計データであれば、そもそも途中経過で生データを利用するのは対象外として整理できるのではないかと記載されております。そういったことを踏まえると、我々としては、参加要領で同意を取っているつもりでいました。

(花村会長) 「統計分析等に利用することがあります」というのは、そういう意味だということですね。

(加島委員) 横浜市は審議会に諮っておりますが、自治体によっては公益目的の場合は、審議に諮らないで事業を行っているところもあります。

(花村会長) この件は、内部における目的外利用なので、審議に諮らなくともできたのですが、やはり慎重にやろうということで意見を聴いてみようということで議題になったわけですね。

(事務局) 信義則違反と言われる可能性があると考えていまして、それが契約に当たるのかもしれませんが、危うさが非常にあるので、後から問題になる可能性もあるため、それに対するできるだけの手当を講じた上で、公益性があるということで、審議会において承認いただけるのではないのかという見通しのもとで、審議会ですべて審議して、このような手当もした上ならば問題ないということで認めていただければ、という

ことで審議に諮った次第です。

(花村会長) ウォーキングポイント事業の参加者のうち、今回の分析に利用するということを知らせることができる率はどれくらいですか。

(事務局) スマートフォンでやっている人にはメールで個別に送れます。

(所管課) 広報よこはまは市内の全世帯に配付されます。メールは歩数計で参加している方は約4割登録してもらっています。併せてアプリを登録している人は2万8千人いますが、その方には通知を配信します。また、市のホームページに掲載するとともに、歩数データを送りに行くリーダー設置場所に約1か月間掲示しますので、その期間の中で目にさせていただくことができるかなと考えています。

(花村会長) リーダーというのは何ですか。

(事務局) 歩数データを取得するには、必ずリーダーにかざして定期的にサーバにアップロードする作業が必要です。

(花村会長) そこには掲示して、どうしても嫌であれば、脱退してもいいと記載するのでね。

(事務局) 現在も歩いている人はリーダーのところに行くということです。旗を立てていれば目に入るはずということです。

(花村会長) 登録したけれども事実上やめている方もいるのですよね。

(所管課) 正確には数は把握できませんが、データを送っているかいないかということで見ると、7～8割はデータを送ってもらっています。

(花村会長) 参加要領の9(4)で参加要領を随時変更することができると思いますが、これはできるのでしょうか。

(所管課) 実はこれと別の件であっても、参加要領を更新をしたりなど実際しています。本件に関してもそういった対応は可能と考えています。

(花村会長) 小嶋委員はいかがですか。

(小嶋委員) なかなか難しい問題なのですが、まずは前回の審議会で言ったとおり、同意が得られた人から分析をしてみて、そこで一定の傾向が見られたら、さらに個人情報の観点を検討した上で、全数調査をやってみるのが妥当ではないかなと思っています。公益上特に必要であるということはそのとおりだと思いますが、やはり個人情報保護という観点からいくと、いろいろと問題がありますので、今はもう少し結論を出すのは待って慎重に扱っていく方がいいのではないかなと思っています。

(花村会長) 新田委員はいかがですか。

(新田委員) 周りの友人で歩数計を持っている人はたくさんいます。いろいろ聞いてみると、楽しんでやっている方が多いです。健康になると強調している人が多いので、もし分析結果が出れば、皆さん喜ぶのかなと思います。

(花村会長) 分析に利用されて、より健康になっているということが明らかになれば、もっと喜ぶと言うことですね。

(新田委員) はい。そういう人ばかりだとは限りませんが、そういった意見の方もいます。

(花村会長) 土井委員はいかがですか。

(土井委員) 前回、言ったとおり、オプトインした人から分析していった方

がいいかと思えます。

(花村会長) 皆さんがウォーキングポイント事業に参加していて、そのデータをこういう分析に利用すると知った時に、怒りますか。

(吉田委員) というよりは、国民健康保険のレセプト等との突合せはどうかということではないでしょうか。

(花村会長) 国民健康保険のレセプトや特定健診の情報と突き合わせて、分析しようと考えているということですよ。分析に利用されたと知ったときに同意も得ないでそのようなことをしてどうなのかと言うか、いいことをやっているのではないかと言うか、その問題ですよ。

(事務局) データの加工については前回説明がありましたが、突き合わせるからには個人を特定していますが、氏名等は横浜市側で暗号化して、氏名が分からないような状態にした上で、委託先に提供します。暗号化した情報同士を委託先は突き合わせて、突合せが終わったら、暗号化した氏名等のデータは削除した形で横浜市に戻してもらうという、実際はプライバシーが守られるような仕組みが十分考えられています。

誰のレセプトデータなのかは事実上分かりません。

(花村会長) そこも慎重に処理しているということですね。

(事務局) 理論的には、氏名など直接的に個人を識別できる情報の除いたとしても、まだ匿名加工情報とは言えないレベルで個人情報であるという議論が残ります。しかし、実際、市民の方が聞いてぎょっとするようなことはないように慎重に処理されます。

(所管課) 突合の話については、国の国民健康保険法に基づく保険事業に実施等に関する指針では、国民健康保険の保険財政の適正化の観点で、あらゆる保健事業の評価において、健康医療情報を活用して費用対効果の観点を考慮して、しっかりした事業を展開していくようにと謳っているところもあります。国民健康保険の中では、そういったデータを利用して、被保険者にデータを公開しながら、効果的・効率的に進めています。突合という部分ではそういったところも理解してもらいやすいのではないかと思います。

(事務局) 今回の件については、目的外利用については決を採るものではなく、十分に先生方の意見を伺えたと思っています。電子計算機処理と委託については判断していただくこととなります。目的外利用の部分のうち、公益性については一定の理解が得られたかなと思っています。一方で元々の利用目的の明示についてや、契約に当たるのではないかと聞いた御意見があったので、その部分については重要な御意見として整理させていただいて、実施機関の方で対応させていただきたいと思っています。データを勝手に使ってどうなのかといった問題があった場合は、実施機関に説明責任があります。法律的な問題になった時は、法律的に対応をしてもらうということだと思います。

(花村会長) この問題は意見を聴きたいというだけであって、承認するかしないかというところに踏み込んだのではなく、審議事項としての審議は電子計算機処理と委託ということです。その部分については、何か御意見はありますか。現状においては、できるだけフォローをする中で、

オプトアウト方式だけれど、参加者に知らしめてやっていくこと、何よりも利活用は必要になっているので、特に保健事業においては非常に重要で、分析結果が必要だということはよく分かりました。目的性においては正当性があるのだろうと思います。きちんと分析結果が出るのかどうかはありますが、やってみなければ分からないところもあるので、その結果を使って、特定健診の受診率を向上させ、健康寿命を延ばしていくことはこれからの高齢化社会においては喫緊の問題だと思います。今このデータを利用することは、公益性があると私個人でも認めるところであります。ただし、いろいろな考え方の人がいて、個人情報に重きを置く人もいるので、そこの兼ね合いの中で、公益上特に必要があると認められるときと考えるかはここで決は採りません。審議事項の電子計算機処理と委託については御意見はありますか。その部分は承認ということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) いろいろな意見が出たということ踏まえた上で、分析を行うのであれば、先ほど言ったようなことはきちんと履践してもらいたいと審議会としては考えます。

(鈴木委員) 行政で保有されている個人情報は、市民は逃れられません。企業であれば、使わなくしたり、付き合わないなどの選択の余地がありますが、そういう意味では非常に重い任務だと思いますので、そのこともよくよく今一度考えていただければと思います。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 笹下南保育園防犯カメラ運用事務

イ 横浜市立大学監視カメラ設置及び運用事務

(2) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告

平成30年度「第7回アフリカ開発会議横浜開催推進事業」(区局実施事業) 支援業務委託

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

横浜市共創推進団体登録事務(通称:共創フレンズ)

(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)

(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(34件)

(6) 個人情報ファイル簿兼届出書(3件)

(7) 個人情報ファイル簿廃止届出書(1件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告(平成31年1月26日~平成31年2月22日)

(2) その他

	<p>(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。</p> <p>(事務局) <資料に基づき説明></p> <p>(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>(花村会長) 報告事項について了承するという事によろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは了承いたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、今回は最終水曜日ではなく、第3水曜日の3月20日になります。</p> <p>3月20日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日より同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第171回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第171回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成31年3月20日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成31年3月20日第172回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡